



Title	配当付き養老保険契約の剰余金配当請求権について
Author(s)	清水, 耕一
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44106">https://hdl.handle.net/11094/44106</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href=" <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> ">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	し 清 みず こう いち 水 耕 一
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 17492 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 15 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科民事法学専攻
学 位 論 文 名	配当付き養老保険契約の剩余金配当請求権について
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 吉本 健一
	(副査) 教 授 末永 敏和 助教授 木下 孝治

#### 論 文 内 容 の 要 旨

わが国では、人口の高齢化、金融の変化等に伴い、保険商品の貯蓄機能に対するニーズが高まっていることに対応して、各生命保険会社が経営戦略に基づき、保険商品としての特徴に配意しつつ、貯蓄性の度合い、保険期間の長短等に応じて、予定利率と配当の比重の取り方を工夫して、低率低配商品、高率高配商品等の多様化を進めている。その結果、実務上、「保険」と名乗りながらも、貯蓄や投資のような保障とは別の機能を果たしている「保険」がある。しかし、保険業法の最大の目的である「保険契約の長期の履行可能性の確保」という要請に対して、いわゆる元本保証がなされない投資とは、本来的には適合しない二律背反的な性質であり、それを内在する「保険」には矛盾が出てくる。

本論文は、まさにこの矛盾が吹き出した養老保険の剩余金配当という問題に取り組んだ。その研究方法は、秘密準備金という内部留保をため込んだ保険会社に対して、保険契約者側が秘密準備金を含めたより多くの剩余金配当を求めるドイツの議論を検討するものである。判例・多数説は、剩余金配当は、保険料の調整機能に過ぎず、養老保険の法的性質に対して、何らの影響を及ぼすものではないとの立場である。この立場に基づく場合、秘密準備金からの剩余金配当は否定される。この立場は、養老保険の貯蓄機能に基づいて投資性があっても、あくまで、「保険」であるとして、保険契約の長期の履行可能性の確保を最優先とする保険の保障性の論理を貫いている。これに対して、養老保険の投資性を重視し、かつ剩余金配当が投資の論理への架橋と捉える立場は、剩余金配当に対する契約者の権利は保護されるべきであるとして、有償の事務処理契約を基礎とした養老保険の法的性質を唱える。しかし、この考え方には、保険契約の分割の困難さや、なによりも、予定利率を保証して約定の保険金を支払うという元本保証をいかに担保するのかという多数説の立場からの批判には、十分には応えていないように思われる。

私見は、配当付き養老保険の法的性質には、保険の論理と投資の論理という二つの論理があることを認めて、一つの論理で語り尽くすことの矛盾を指摘するとともに、「保険」の中に保障性と投資性という二律背反的な性質を取り込む生命保険業の在り方について疑問を呈する。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、著者の従来からの研究業績をまとめたもので、ドイツ法における配当付き養老保険契約の剰余金配当請求権について、これに関する判例・学説の経緯、法律草案を巡る議論などを詳細かつ多面的に検討し、わが国における剰余金配当の問題に迫ろうとする意欲的な論文である。

鋭い問題意識に支えられた論文であり、博士論文として十分な内容と価値を有するものと認められる。